

令和4年4月1日、成年年齢が変わります

20 歳から 18 歳へ。

※ 4月1日の時点で18、19歳に達している方は、その日から新成人となります

民法改正により、約140年ぶりに成年の定義が見直されました。見直しにより新成人の暮らしにどのような影響があるのでしょうか。成年年齢の引き下げで変わること、変わらないこと、注意が必要な点を家族で正しく理解し、トラブルにあわないようにしましょう。

成年になると何が変わる？ 親の同意がなくても1人で契約できるように

18歳からできること

- 親の同意がなくても契約ができる
 - 携帯電話の契約／1人暮らしの部屋を借りる
クレジットカードをつくる／ローンを組むなど
 - 10年有効のパスポートを取得する
 - 公認会計士や司法書士などの資格を取得する
 - 結婚

女性の結婚年齢が16歳から18歳に引き上げられます
 - 性同一性障害の人が、性別の取り扱いの変更審判を受けられる
- ※ 成年年齢引き下げに関係なく、従来どおり18歳からできること
 選挙への参加 自動車運転免許の取得

しかし

未成年者取消権による

契約の取り消しができなくなります！

原則として、未成年者が保護者や法定代理人の同意を得ずにした契約は取り消すことができますが、成年が結んだ契約は取り消せません。

18・19歳に多い消費者トラブル

健康食品、デジタルコンテンツ、化粧品、出会い系サイト、紳士・婦人服、アダルト情報サイト、賃貸アパート・マンション、エステティックサービスなど

【トラブルのきっかけ】

- インターネット・SNSの広告などを見て連絡
- SNSで知り合った人から誘われる
- 学校や職場の友人・知人から誘われる

18歳でもできないこと

- 飲酒・喫煙
- 競馬、競輪などの投票券の購入
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得



与謝野町の成人式は、
引き続き 20歳を対象に実施します



消費者契約で困ったら相談を

4月から成年年齢の引き下げにより、18、19歳の皆さんには自分の意思で契約できるようになります。成人としての責任を負うことになります。しかし、まだ社会経験の浅い新成人は、消費者トラブルに巻き込まれやすくなります。トラブルにあったときは、1人で悩まず消費生活センターにご相談ください。

問 消費生活センター ☎ 188 (いやや)

